

## 適正化事業諮問委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、道路運送法第43条の17の規定に基づく適正化事業諮問委員会（以下「諮問委員会」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (諮問委員会の委員)

第2条 この法人に適正化事業諮問委員会の委員（以下「諮問委員」という。）5名以上9名以内を置く。

- 2 諮問委員のうち、1名を諮問委員長とし諮問委員会において選定する。
- 3 諮問委員は、一般貸切旅客自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及び一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客のうちから、関東運輸局長の認可を受けて、理事長が任命する。
- 4 諮問委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された諮問委員の任期は、その選任時に在任する諮問委員の任期の満了する時までとする。

### (議長)

第3条 諮問委員会の議長は諮問委員長がこれに当たる。

### (諮問事項)

第4条 理事長は、次の事項について、あらかじめ諮問委員会に諮らなければならない。

- (1) 負担金の額及び徴収方法
  - (2) 適正化事業の実施に関する重要事項
- 2 諮問委員は、諮問委員会において、理事長の諮問に応じ適正化事業の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

### (招集等)

第5条 諮問委員会は、理事長が必要と認めるとき招集する。

- 2 理事長は、諮問委員の現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して、適正化事業諮問委員会の請求があったときには、その請求のあった日から30日以内に諮問委員会を招集しなければならない。

(決議)

第 6 条 諮問委員会の決議は、諮問委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 7 条 やむを得ない理由のために出席できない諮問委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の諮問委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

3 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持回りの方法により諮問委員の賛否を求め、過半数の同意をもって諮問委員会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 8 条 諮問委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が、署名及び捺印をしなければならない。

(1)日時及び場所 (2)諮問委員現在数、出席者及び氏名 (3)審議事項及び議決事項(4)議事の経過の概要及びその結果 (5)議事録署名人の選任に関する事項

(報酬の支給)

第 9 条 諮問委員に対する報酬は、諮問委員会等への出席の都度、別表第 1 に基づき支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費等の支給)

第 10 条 諮問委員会の出席に要する交通費等については、実費分を支払うものとする。

附則

(1) この規程は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関としての指定の認可の日から施行する。

別表第1 適正化事業諮問委員の報酬

報酬日額	20,000 円
------	----------